

# HIMEDIC 山中湖倶楽部細則（月会費型会員用）

## 第1条（会員種別・会員資格期間）

本倶楽部で月会費型会員に適用ある会員種別は、HM山中湖WNEOコース、HM山中湖WNEO10コースとします。  
会員の資格期間は、会員証発行日から、HM山中湖WNEOコースは15年間、HM山中湖WNEO10コースは10年間とします。

## 第2条（名称用語）

受診権とは、検診を受ける権利をいいます。

## 第3条（メディカル・サービス等）

1. 会員は、次に定めるメディカル・サービスを次項に定める提携先医療機関から受ける権利を有します。

	サービス内容
①・HM山中湖WNEOコース ・HM山中湖WNEO10コース	受診権1回分につき、1名様が、新総合コース検診（山中湖）を受けることができます。なお、受診権1回分に追加で手数料55,000円（税込）を支払うことで、当該1名様、新総合コース（大阪）、HM・東大病院コース検診、HM・ミッドタウンコース検診、HM名古屋コース検診、HM東京ベイコース検診、HM京大病院コース検診、HM東京日本橋コース検診のいずれかを受けることができます。
②病 院 紹 介	検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。
③サ ポ ー ト 検 診	紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で提携先医療機関が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。
④俱 楽 部 ド ク タ ー 医 療 相 談 サ ー ビ ス	医療相談室にて、倶楽部ドクター等が詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。

2. 会員が受けるメディカル・サービスは、提携先医療機関である「医療法人社団山中湖クリニック」、「医療法人社団ハイメディッククリニックWEST」、「東京大学医学部附属病院」、「社団医療法人トラストクリニック」、「医療法人社団ミッドタウンクリニック」、「京都大学医学部附属病院」その他の医療機関が提供します。
3. 会員は、検診を受けるにあたり、リゾートトラスト株式会社が運営する「エクシブ山中湖」、「ホテルトラスティ心斎橋」、「ホテルトラスティ東京ベイサイド」、「ホテルトラスティ名古屋白川」、「ホテルトラスティプレミア日本橋浜町」、または「サンメンパース京都嵯峨」内の付帯施設を所定の料金で利用できます。
4. 会員は、前三項のメディカル・サービスの提供を受ける際または施設を利用する際には、別に定める利用規程およびホテル利用者に適用される諸規則を遵守していただきます。
5. 会員は、第1項に定めるメディカル・サービスのほか、会社または会社の委託先から、次に定めるサービスを受ける権利を有します。

	サービス内容
① 24時間医療情報提供サービス	看護師またはヘルスオペレーターが対応します。フリーダイヤル（0120-144-521）
② HM栄養相談サービス	各提携先医療機関での検診結果を基に栄養相談やサプリメントに関するご提案を行います。

## 第4条（月会費、受診権）

1. 会員は、次に定める会員種別に従い、会社に対し、月会費を支払うものとします。月会費は、いずれの会員種別も、会員証発行日が属する月から発生するものとし、当該月が1月に満たない場合でも日割り計算はおこなわないものとします。

会 員 種 別	月 会 費	受診回数（年間）
HM山中湖WNEOコース HM山中湖WNEO10コース	入会契約書に記載の金額	1回

2. 会員は、原則として前月20日（土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日）までに、翌月分の月会費を前払いするものとします。ただし、会員証発行日が属する月から3ヶ月分の月会費については、契約時に支払うものとします。
3. 月会費の支払方法は、原則としてクレジットカード請求によるものとします。ただし、希望者には銀行預金口座自動振替による月会費の支払を認めます。
4. 会社は、毎月の月会費を滞納することなく支払っている会員に対し、毎年、占有日期間の初日に、本条第1項に定める会員種別に従い受診権を付与するものとします。
5. 受診権は利用規程で定める有効期間のみ有効です。
6. 会員または会員が指名した利用者は、本倶楽部の会員証（同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。）および身分証明書を持参し、受付時に提示することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者を確定していただく必要があります。
7. 会員は、1年（毎年、1月1日～12月31日までの間）に一人1回、次に定める追加検診代金を支払うことにより、新総合コース検診（山中湖）を受けることができます。ただし、追加検診者は1年に最大4名までとします。また、ご予約時に追加検診者を確定していただく必要があります。

追加検診代金	年間追加検診者数
一人あたり55万円（税込）	4名

## 第5条（HM山中湖WNEOコースに関する特別）

HM山中湖WNEOコースの会員は、会社と別途会員資格の更新に関する特約を締結し、かつ会員資格期間満了の2ヶ月前までに、会員および会社の双方から何等の異議がない場合、会員資格期間を1年間更新することができるものとし、以後同様とします。更新後の月会費、受診権、占有日期間、検診代金については、当該特約で定めるものとします。

※HM山中湖WNEO10コースの会員は、会員資格期間を更新することはできません。

## 第6条（会員種別ごとの検診内容およびホームクリニック）

会員は、下記の会員種別およびホームクリニックにおいて契約書記載の年間の受診回数に応じて、新総合コース検診（山中湖・大阪）、HM・東大病院コース検診、HM・ミッドタウンコース検診、HM名古屋コース検診、HM東京ベイコース検診、HM京大病院コース検診、HM東京日本橋コース検診を下記の条件にて、いずれかの検診を受けることができます。

①会員種別ごとの受診可能な検診

会 員 種 別	受 診 可 能 な 検 診
HM山中湖WNEOコース HM山中湖WNEO10コース	新総合コース検診（山中湖・大阪） HM・東大病院コース検診 HM・ミッドタウンコース検診 HM名古屋コース検診 HM東京ベイコース検診 HM京大病院コース検診 HM東京日本橋コース検診

※新総合コース検診（山中湖）以外の検診を受けるためには、受診権に加えて手数料55,000円（税込）の支払が必要です。

②ホームクリニック別の検診実施内容

ホームクリニック	コース名
ハイメディック山中湖	新総合コース検診（山中湖・大阪）
ハイメディック大阪	
ハイメディック・東大病院	HM・東大病院コース検診
ハイメディック・ミッドタウン	HM・ミッドタウンコース検診
ハイメディック名古屋	HM名古屋コース検診
ハイメディック東京ベイ	HM東京ベイコース検診
ハイメディック京大病院	HM京大病院コース検診
ハイメディック東京日本橋	HM東京日本橋コース検診

- (ア) ハイメディック・東大病院では、東京大学医学部附属病院独自の検診基準により、40歳未満の方は、PET/MRI検査が受けられません。
- (イ) 「ハイメディック・ミッドタウン」及び「ハイメディック東京日本橋」は、PET/CT検査のみ、複数の提携医療機関で行っております。予約状況により、PET/CTの実施場所が異なる場合があります。
- (ウ) ベースメーカーを装着されておられる方は、MRI検査が受けられません。また頭部手術（クリッピング）、インプラント、義眼、人口弁等を装着もしくは体内にある方については、MRI検査が受けられない場合があります。その他検査機器によっては、検査ができない場合がありますので、提携先医療機関（受診施設）にご確認下さい。
- (エ) PET/CT、PET/MRI、乳房用PET、CT、マンモグラフィにつきましては、原則30歳未満の方は検査を受ける事が出来ません。詳しくは提携先医療機関（受診施設）にご確認下さい。
- (オ) 76歳以上の鎮静下の上部内視鏡検査については、呼吸停止のリスクがあり、2013年、学会ガイドラインにより「気道確保、挿管やモニタリングの可能な施設で行うべき」とされました。このため、ハイメディックではリスク対応の観点から、原則76歳以上の方には鎮静剤使用を実施しません。但し、強い希望がある場合には、医師の判断で、安全を考慮し、試行することもあります。
- (カ) 上記内容については、一部変更される場合があります。
- (キ) 検診内容の詳細については、受診案内でご案内します。

③ホームクリニックの所在地および検査施設の所在地

ホームクリニックおよび検査施設	提携先医療機関	住所
ハイメディック山中湖	医療法人社団山中湖クリニック	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12 エクシブ山中湖B2F
ハイメディック大阪	医療法人社団ハイメディッククリニックWEST	大阪府大阪市中央区南船場3-3-17 ホテルトラスティ心斎橋内2F
ハイメディック・東大病院	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7-3-1 東京大学医学部附属病院 中央診療棟2 9F
ハイメディック・ミッドタウン	医療法人社団ミッドタウンクリニック	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー6F
ハイメディック名古屋	社団医療法人トラストクリニック	愛知県名古屋市中区栄1-30-22
ハイメディック東京ベイ	医療法人社団ミッドタウンクリニック	東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー5F
ハイメディック京大病院	京都大学医学部附属病院、 医療法人社団ミッドタウンクリニック	京都府京都市左京区聖護院川原町53
ハイメディック東京日本橋	医療法人社団ミッドタウンクリニック	東京都中央区日本橋室町3-2-1 日本橋室町三井タワー7F
ミッドタウンクリニック名駅	医療法人社団ミッドタウンクリニック	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋5F

第7条（名義変更料等）

会社は、会員に対し、名義変更料として次に定める料金をいただきます。

名義変更内容	名義変更料
2親等以内の相続	55,000円（税込）
商号変更（合併・会社分割含む）	11,000円（税込）
改姓、改名	11,000円（税込）

第8条（休会制度）

1. 入会から2年以上経過し、その間、月会費の滞納がない会員は、所定事項記載の上、会社の指定する証明書類を添付して申請することによって次の各号のいずれかに該当することを証明し、かつ会社の承認を得た場合は、休会制度を利用できるものとします。

- ①疾病等による長期入院、長期自宅療養
- ②長期の国内外出張等
- ③出産前後、育児、介護
- ④会員登録所在地が自然災害により被災した場合

2. 休会期間中は新たな月会費は発生しないものとしますが、細則第3条のメディカル・サービス（医療相談サービス、24時間医療情報提供サービス等を含みます）、追加検診者による受診等全てのサービスはご利用できなくなります。また、休会期間も契約期間に算入されます。

3. 休会の期間は会社の承認から1年間とします。

第9条（会報誌）

会社は会員に会報誌を発行します。

(2021年4月14日制定)